

経 過 措 置 通 達 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が新設し、又は改正した箇所である。

>

改 正 後	改 正 前
<p>(理由) 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号、以下「改正法」という。)附則第 15 条、第 16 条(同条において準用する各規定を含む。)及び第 16 条の 2 並びに「消費税法施行令の一部を改正する政令」(平成 26 年政令第 317 号、以下「26 年改正令」という。)附則に規定する平成 29 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される税率等に関する経過措置の取扱いを定めるものである。</p> <p>(用語の意義) 1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)~(6) (省略) (7) <u>軽減対象資産の譲渡等 所得税法等の一部を改正する法律(平成 28 年法律第 15 号) 附則第 34 条第 1 項《29 年輕減対象資産の譲渡等に係る税率等に関する経過措置》に規定する 29 年輕減対象資産の譲渡等をいう。</u></p> <p><u>(軽減税率が適用される予約販売等の取扱い)</u> 23 <u>26 年改正令附則第 5 条第 1 項本文、第 2 項又は第 3 項本文《予約販売に係る書籍等の税率等に関する経過措置》の規定は、消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成 28 年政令第 148 号) 附則第 4 条《予約販売等に係る 29 年輕減対象資産の譲渡等に係る税率に関する経過措置》の規定により、軽減対象資産の譲渡等に該当するものについては適用されないのであるから留意する。</u></p>	<p>(理由) 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成 24 年法律第 68 号、以下「改正法」という。)附則第 15 条、第 16 条(同条において準用する各規定を含む。)及び第 16 条の 2 <u>(同条において準用する各規定を含む。)</u>並びに「消費税法施行令の一部を改正する政令」(平成 26 年政令第 317 号、以下「26 年改正令」という。)附則に規定する平成 29 年 4 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される税率等に関する経過措置の取扱いを定めるものである。</p> <p>(用語の意義) 1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)~(6) (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受けないこととなった場合等における経過措置の取扱い)</p> <p>24 26年改正令附則第6条第1項《リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》に規定する事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行った長期割賦販売等につき消費税法施行令第32条の2第1項《リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用を受けた場合において、同条第2項の規定により一部施行日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされる同項に規定する「リース譲渡延払収益額に係る部分」があるときは、当該部分については、29年旧消費税法第29条《税率》に規定する税率（以下この項及び次項において「旧税率」という。）が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>(リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受けないこととなった場合等における経過措置の取扱い)</p> <p>23 26年改正令附則第6条第1項《リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》に規定する事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行った長期割賦販売等につき消費税法施行令第32条の2第1項《リース延払基準の方法により経理した場合の長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用を受けた場合において、同条第2項の規定により一部施行日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされる同項に規定する「リース譲渡延払収益額に係る部分」があるときは、当該部分については、29年旧消費税法第29条《税率》に規定する税率（以下この項及び次項において「旧税率」という。）が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p>
<p>(リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受けないこととなった場合等における経過措置の取扱い)</p> <p>25 26年改正令附則第8条第1項《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》に規定する事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行ったリース譲渡につき消費税法施行令第36条の2第1項《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用を受けた場合において、同条第2項の規定により一部施行日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされる同項に規定する「リース譲渡収益額に係る部分」があるときは、当該部分については旧税率が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>(リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受けないこととなった場合等における経過措置の取扱い)</p> <p>24 26年改正令附則第8条第1項《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置》に規定する事業者が、施行日から一部施行日の前日までの間に行ったリース譲渡につき消費税法施行令第36条の2第1項《リース譲渡に係る資産の譲渡等の時期の特例》の規定の適用を受けた場合において、同条第2項の規定により一部施行日以後に資産の譲渡等を行ったものとみなされる同項に規定する「リース譲渡収益額に係る部分」があるときは、当該部分については旧税率が適用されるのであるから留意する。</p> <p>(注) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>(「旧税率適用課税仕入れ等に係る借入金等の返済金若しくは償還金」の意義)</p> <p>26 26年改正令附則第14条第1項《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例に関する経過措置》に規定する「旧税率適用課税仕入れ等に係る借入金等の返済金若しくは償還金」とは、消費税法施行令第75条第1項第1号《特定収入に該当しない収入》に規定する借入金等を財源として26年改正令附則第14条第1項に規定する旧税率適用課税仕入れ等を行った場合の当該借入金等の返済金若しくは償還金をいうのであるから留意する。</p>	<p>(「旧税率適用課税仕入れ等に係る借入金等の返済金若しくは償還金」の意義)</p> <p>25 26年改正令附則第14条第1項《国、地方公共団体等の仕入れに係る消費税額の特例に関する経過措置》に規定する「旧税率適用課税仕入れ等に係る借入金等の返済金若しくは償還金」とは、消費税法施行令第75条第1項第1号《特定収入に該当しない収入》に規定する借入金等を財源として26年改正令附則第14条第1項に規定する旧税率適用課税仕入れ等を行った場合の当該借入金等の返済金若しくは償還金をいうのであるから留意する。</p>